

「浄化槽設置費用」を補助します

【新築工事・改築工事いずれも対象！】

対象となる区域

公共下水道処理区域、特定環境保全公共下水道処理区域（相内地区）、農業集落排水処理区域（梅田地区・藻川地区・蒔田地区）、漁業集落排水処理区域（十三地区）を除く市内全域

補助対象の要件

- ▷自らが居住することを目的とした住宅に浄化槽を新たに設置する方または浄化槽が新たに設置される住宅を建築・購入する方
- ▷市税等を滞納していない方
- ▷市に住民登録をしている方または住民登録を行う方
- *すでに合併浄化槽が設置されていた家屋の建替え・改築に伴い新たに設置する場合またはすでに設置済みの合併処理浄化槽の更新・改築は補助対象外。

注意事項

- ▷着工前に申請し、市の確認を受ける必要があります。
- ▷令和7年3月7日(金)までに設置を完了し、同期日までに報告書を提出する必要があります。

補助の限度額・基数

- ▷5人槽……………390,000円
 - ▷6～7人槽…474,000円
 - ▷8～10人槽…660,000円
- 合計60基を予定

受付期間…4月1日(月)～12月20日(金)

(土曜・日曜・祝日を除く)

- *予算の範囲内で随時受付します。
- *申請書類は4月1日(月)から下水道課で配布します。
- *詳細は、お問い合わせいただくか、市ホームページをご確認ください。

問い合わせ・申請先…下水道課 内線2757

「浄化槽」を正しく使いましょう

浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水を浄化するため、適正な管理が必要です。浄化槽法では次のことが義務付けられていますので、ルールを守って正しく使いましょう。

- ①定期的な保守点検
- ②年1回の清掃
- ③法定検査の受検（使用開始後および年1回）

問い合わせ先

▷法定検査について

一般社団法人青森県浄化槽検査センター
Tel.017-726-9500

▷届出について（使用開始・廃止、管理者の変更など）

中南地域県民局環境管理部 Tel.0172-31-1900

フロンガスを使用する小型電子機器の処分は専門業者へ

冷媒にフロンガスを使用する除湿器等の小型電子機器は、市では収集できません。

フロンガスは、フロンガス排出抑止法に基づき青森県に登録されている業者でなければ回収、処理ができないため、下記の方法により処分をお願いします。

処分方法

- ▷製造メーカーや販売店に引き取ってもらう。
- ▷廃棄物収集業者に依頼する。
- ▷第一種フロン類充填回収業者に依頼する。

使用されている機器例

除湿器／冷風機／除湿機能付き空気清浄機／冷水機

フロンガス使用有無の見分け方

製品の側面または背面にある銘板（機器の名称や型式が書いてあるシール）や取扱説明書の仕様などを確認してください。冷媒ガス、フロンガス、R-12、HCFC-22、CFC-12などと記載されていることが多いようです。フロンガスが使用されているか不明な場合は、製造メーカーにお問い合わせください。

問い合わせ先…環境対策課 内線2362

野里一般廃棄物最終処分場は令和6年度末で受入を終了します

野里一般廃棄物最終処分場は、令和7年3月31日をもって受入を終了します。

令和6年度はこれまで通り受入可能ですので、搬入の際は環境対策課まで事前に電話申し込みを行ってください。

野里一般廃棄物最終処分場の所在地・連絡先

野里字山ノ越25番地112 / Tel.29-3377

搬入日時…月曜日、水曜日、土曜日 9:00～15:30

料金…100kgごとに200円

問い合わせ・申込先…環境対策課 内線2362